

未申請時の凍結物（胚・精子）廃棄同意書 （兼 凍結物保存期間の延長申請書）

（上記の胚または精子のいずれかを必ずマルで囲ってください）

なかむらアートクリニック 院長殿

今回、私たち夫婦が凍結保存期間の延長を申請する胚の採卵日または精子の凍結日は、
（西暦） 年 月 日（必須）です。

今回の保存期間延長の申請手続きにより次回の凍結保存期限日は、
（西暦） 年 月 日（必須）となります。

- ・私たち夫婦が「次回の凍結保存期限日」までに「凍結保存期間の延長の手続き」をしなかった場合は、「凍結期限日を過ぎた凍結物を廃棄する」ことに同意します。
- ・貴院から凍結物の更新手続きに関する連絡が一切なされないことに同意します。
- ・私たち夫婦が、もし凍結保存期限日から更に保存期間の延長を希望する場合は、自らの意思で次回の凍結保存期限日までに所定の手続きを行います。
- ・下記の補足の内容についても同意します。

同意年月日（西暦） 年 月 日

・住 所

・夫（自署）

・診察券番号 （ ）

・妻（自署）

・診察券番号 （ ）

<補足>

凍結期限日を超えた凍結物は廃棄処分となります。

本同意書は凍結保存期限日を延長するための同意書です。当院からは、凍結保存期限のお知らせや期限が切れた際の意思を確認するための連絡はいたしません。もしご夫婦が「次回の凍結保存期限日」までに保存期間延長の手続きをしなかった場合には、保存期間延長の意思が無いものとみなし、更新されない凍結物を当院が廃棄処分すること（未申請時の凍結物廃棄）に同意するという内容です。その際、当院に対しての異議申し立ては一切受け付けません。

* 申請書には、ご夫婦双方の署名が必要ですのでご注意ください。ご署名は自筆をお願いいたします。

* この同意書が提出されない場合、または署名が自筆でないと疑われる場合には、申請をお断りさせていただきます

* 手続きは保存期限の1ヶ月前から可能です。

* 凍結胚が複数あり採卵日が異なる場合は、採卵周期毎に延長手続きが必要です。

* 凍結や融解のストレスによって胚や精子に障害が及ぶことがあります。そのような場合、お支払いになった費用の返却はできかねますことをご了承ください。

* 地震や風水害などの天災、火災、テロや犯罪、液体窒素の不足、凍結タンクの故障、その他により、凍結物が使用不可能となることがあります。不可抗力による事象が原因である場合は、凍結までの治療費、凍結費用、延長費用などの返金は致しませんのでご了承ください。

* 閉院となった場合（院長病气・死亡、その他）は、凍結物は廃棄されます。凍結までの治療費、凍結費用、延長費用などの返金は致しませんので、ご了承ください。

* 連絡先が変更になった場合や、万が一離婚あるいはご夫婦のどちらか一方が死亡された場合など、体外受精-胚移植法による治療を中止する場合は必ず文書でご連絡ください。

「配偶子・胚の凍結保存についての説明」の文書の一部を抜粋し裏面に掲載しますので、ご確認ください。

「配偶子・胚の凍結保存についての説明」の文書からの抜粋

凍結配偶子・胚の保存期間とその延長について

初回の保存期間は凍結開始日より一年間です。凍結保存期限日までに保存期間延長の所定の手続きがなされた場合は、保存期間を延長します。延長手続きの際は「凍結胚・凍結精子保存期間延長申請書兼未申請時の廃棄同意書」の提出と、延長期間分（一年間）の凍結保存料の支払いが必要です。もし凍結保存期間内に保存を中止したい場合は、「凍結胚・凍結精子廃棄申請書」の提出が必要です。

凍結配偶子・胚の保存期間の限度と廃棄の条件について

1988年4月の日本産科婦人科学会の「ヒト胚および卵の凍結保存と移植に関する見解」により《胚の凍結保存期間は、夫婦の婚姻の継続期間であって且つ卵を採取した母体の生殖年齢を超えないこととする》と定められています。また、配偶者死亡後の胚移植は裁判例で禁じられています。以上より、当院では次の場合には凍結胚ならびに凍結精子の保存を中止し、廃棄すると定めていますので、何卒ご了承ください。

- 1) 夫婦が離婚した場合
- 2) 夫婦またはそのどちらか一方が凍結胚の廃棄を申し出た場合（「廃棄申請書」が必要です）
- 3) 女性の年齢が生殖可能年齢（50歳未満）を超えた場合
- 4) 一方の配偶者が死亡した場合
- 5) 不妊治療を中止する場合
- 6) 当院から夫婦の一方への連絡が不能となった場合
- 7) 凍結保存期間延長のための所定の手続きがなされない場合
- 8) 保存延長希望はありながら、延長期間分の凍結保存料の支払が無い場合

所定の延長手続きがないまま保存期間を超過した場合の凍結胚・配偶子の処遇について

当院からは、凍結保存期限日のお知らせや期限が切れた際の意味確認のための連絡はいたしませんので、ご夫婦の自由な意思に基づいて、凍結保存期限日までに所定の手続きを行ってください。もしご夫婦により、凍結保存期限日までに所定の手続きがなされない場合、凍結保存期間延長の意思がないと判断し、凍結物の保存が終了となり、凍結物を廃棄処分させていただきますので、何卒ご了承ください。
